

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	1	処理機関(所管課)	産業振興課
処分の概要	使用の許可の取消し等		
根拠法令(条例等)	鳩山町上熊井農産物直売所条例(令和2年条例第8号)		
根拠条項	<p>(使用の許可の取消し等)</p> <p>第15条 町長は、使用者が次のいずれかに該当するときは、使用許可の条件を変更し、使用を制限し、又は当該許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 第6条第2項の規定による条件又は第7条の規定に違反したとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。</p> <p>(3) その他町長が管理上必要があると認めたとき。</p> <p>2 略</p>		
処分基準	<p>未設定(条文において判断基準が具体的に定められているため)</p> <p>○鳩山町上熊井農産物直売所条例 (使用の制限)</p> <p>第7条 町長は、直売所を使用しようとする者が次のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしない。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(2) 集团的又は常習的に暴力的不当行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。</p> <p>(3) 施設、設備等(以下「施設等」という。)を損傷するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(4) その他直売所の管理上支障があると認めるとき。</p>		
関係法令等	鳩山町上熊井農産物直売所条例第6条～第14条 鳩山町上熊井農産物直売所条例施行規則第9条		
関係文書等			
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考			

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	2	処理機関(所管課)	産業振興課
処分の概要	使用の許可の取消し等		
根拠法令(条例等)	鳩山町泉井交流体験エリア条例(令和2年条例第9号)		
根拠条項	<p>(使用及び行為の制限)</p> <p>第10条 町長は、交流体験エリアの使用について、次のいずれかに該当するときは、使用条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2) 使用目的又は使用条件に違反したとき。</p> <p>(3) 災害その他の事故により交流体験エリアを使用できなくなったとき。</p> <p>(4) 前各号のほか、町長が特に必要があると認めるとき。</p> <p>2・3 略</p>		
処分基準	未設定(条文において判断基準が具体的に定められているため)		
関係法令等	鳩山町都市公園条例(平成8年条例第10号)第6条		
関係文書等			
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考			

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	3	処理機関(所管課)	産業振興課
処分の概要	入場の制限等		
根拠法令(条例等)	鳩山町泉井交流体験エリア条例(令和2年条例第9号)		
根拠条項	<p>(入場の制限等)</p> <p>第13条 町長は、次のいずれかに該当する場合は、交流体験エリアに入場を禁じることができる。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる場合</p> <p>(2) 施設、備品等を損傷するおそれがあると認められる場合</p> <p>(3) その他交流体験エリア又は交流体験館の管理上支障があると認められる場合</p>		
処分基準	未設定(条文において判断基準が具体的に定められているため)		
関係法令等			
関係文書等			
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考			

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	4	処理機関(所管課)	産業振興課
処分の概要	施設等使用制限(使用許可の取消し等)		
根拠法令(条例等)	鳩山町亀井農村センター条例(平成22年条例第6号)		
根拠条項	<p>(使用の制限)</p> <p>第8条 町長は、農村センターの使用について、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用条件を変更し、又は使用停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2) 使用目的又は使用条件に違反したとき。</p> <p>(3) 災害その他の事故により農村センターを使用できなくなったとき。</p> <p>(4) 前各号のほか、町長が特に必要があると認めたとき。</p> <p>2 略</p>		
処分基準	<p>未設定(不利益処分の基準が、以下のとおり、条例第8条第1項において規定されており、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断も必要なため、審査基準を設定しない。)</p> <p>(使用の制限)</p> <p>第8条 町長は、農村センターの使用について、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用条件を変更し、又は使用停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2) 使用目的又は使用条件に違反したとき。</p> <p>(3) 災害その他の事故により農村センターを使用できなくなったとき。</p> <p>(4) 前各号のほか、町長が特に必要があると認めたとき。</p>		
関係法令等	鳩山町亀井農村センター条例施行規則第5条		
関係文書等			
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考			

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	5	処理機関(所管課)	産業振興課
処分の概要	施設等使用制限(使用許可の取消し等)		
根拠法令(条例等)	鳩山町農村公園条例(平成22年条例第5号)		
根拠条項	<p>(使用及び行為の制限)</p> <p>第9条 町長は、農村公園の使用について、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用条件を変更し、又は使用停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2) 使用目的又は使用条件に違反したとき。</p> <p>(3) 災害その他の事故により農村公園を使用できなくなったとき。</p> <p>(4) 前各号のほか、町長が特に必要があると認めるとき。</p> <p>2・3 略</p>		
処分基準	<p>未設定(不利益処分の基準が、以下のとおり、条例第9条第1項及び第2項において規定されており、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断も必要なため、審査基準を設定しない。)</p> <p>(使用及び行為の制限)</p> <p>第9条 町長は、農村公園の使用について、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用条件を変更し、又は使用停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2) 使用目的又は使用条件に違反したとき。</p> <p>(3) 災害その他の事故により農村公園を使用できなくなったとき。</p> <p>(4) 前各号のほか、町長が特に必要があると認めるとき。</p> <p>2 農村公園内での行為の制限については、鳩山町都市公園条例(平成8年鳩山町条例第10号)第2条の規定を適用する。</p>		
関係法令等	鳩山町農村公園条例施行規則第5条		
関係文書等			

処分基準設定年月日	年 月 日
備 考	